

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

取締役社長 石 原 廣 司

第185回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第185回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル地下1階 ゴールデンルーム

会場を上記の場所に変更しておりますので、末尾の「株主総会会場略図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

（当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報告事項 **第1号** 第185期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件

第2号 第185期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

付議事項 **第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件（1）
第3号議案 定款一部変更の件（2）
第4号議案 取締役11名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 会計監査人1名選任の件
第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入の件

4. 議決権行使等についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記（1）による議決権の行使に際しましては、平成19年6月25日（月曜日）午後5時までには到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 株主総会参考書類等に修正が生じた場合、当社ホームページ（<http://www.furukawa.co.jp/>）において、その内容をご通知いたします。

なお、招集通知に添付すべき事業報告は同封の「第185期事業報告」に、また計算書類および監査報告書謄本ならびに連結計算書類は同封の「第185期計算書類等」に、それぞれ記載のとおりです。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、株主の皆様へ安定的に配当することを基本としながら、長期的視野に立って今後の収益動向を見据えつつ、将来の事業展開に見合った配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績をふまえ、財務体質をさらに強化するとともに今後の成長を見据えた研究開発投資や設備投資を行っていく必要があることなど諸般の事情を勘案し、次のとおり前期に比べ50銭増配し、1株につき3円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金3円を加えた年間配当金は、1株につき6円50銭と前期に比し3円50銭の増配となります。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭 総額2,471,227,756円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の理由

当社は、会社法等の施行以前より種類株式（優先株式および劣後株式）に関する規定を定款に設けておりましたが、このうち、旧商法に基づく種類株式の強制償還条項、普通株式への一斉転換条項および転換予約権条項について、この内容の種類株式を発行する場合、会社法上の取得条項付株式または取得請求権付株式とみなされることとなったことに伴い、優先株式に関する第17条、第19条および第20条ならびに劣後株式に関する第26条、第28条および第29条について、それぞれ文言の修正を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 （条文記載省略）</p> <p>第2章 株 式 （条文記載省略）</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>第12条 「（条文記載省略）」</p> <p>第16条 （優先株式の強制償還）</p> <p>第17条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、優先株式の発行後いつでも、残存する優先株式の全部または一部を、その発行に際して取締役会の決議で定める時期および償還価額その他の条件により強制償還することができる。ただし、残存する優先株式の一部を強制償還するときは、抽選その他の方法に従う。</p>	<p>第1章 総 則 （現行どおり）</p> <p>第2章 株 式 （現行どおり）</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>第12条 「（現行どおり）」</p> <p>第16条 （優先株式の取得）</p> <p>第17条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、優先株式の発行後いつでも、残存する優先株式の全部または一部を、その発行に際して取締役会の決議で定める時期および価額その他の条件により取得することができる。ただし、残存する優先株式の一部を取得するときは、抽選その他の方法に従う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (条文記載省略) (普通株式への転換)</p> <p>第19条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める普通株式への転換を請求し得べき期間(以下本章において「<u>転換請求期間</u>」という。)中、当該決議で定める条件により、<u>優先株式の普通株式への転換</u>を請求することができる。</p> <p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第20条 前条の転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式は、<u>同期間の末日の翌日</u>(以下本章において「<u>一斉転換基準日</u>」という。)をもって、優先株式1株の発行価額相当額を一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式に<u>転換される</u>。ただし、平均値の計算にあたっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項において、当該平均値が、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限<u>転換価額</u>を上回るときは、優先株式1株の発行価額相当額を当該上限<u>転換価額</u>で除して得られる数の普通株式に転換し、当該取締役会の決議で定める下限<u>転換価額</u>を下回る</p>	<p>第18条 (現行どおり) (優先株式の取得請求権)</p> <p>第19条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める<u>優先株式の取得を請求することができる期間</u>(以下本章において「<u>取得請求期間</u>」という。)中、<u>当社が当該優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める条件により普通株式を交付することを請求</u>することができる。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当社は、前条の取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式を同期間の末日の翌日(以下本章において「<u>一斉取得基準日</u>」という。)をもって<u>取得し</u>、優先株式1株の発行価額相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算にあたっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項において、当該平均値が、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限価額を上回るときは、優先株式1株の発行価額相当額を当該上限価額で除して得られる数の普通株式を交付し、当該取締役会の決議で定める下限価額を下回るときは、優先株</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ときは、優先株式1株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式に転換する。</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>第4章 劣後株式</p> <p>第21条 「 (条文記載省略)</p> <p>第25条 (劣後株式の強制償還)</p> <p>第26条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、劣後株式の発行後いつでも、残存する劣後株式の全部または一部を、その発行に際して取締役会の決議で定める時期および償還価額その他の条件により強制償還することができる。ただし、残存する劣後株式の一部を強制償還するときは、抽選その他の方法に従う。</p> <p>第27条 (条文記載省略) (普通株式への転換)</p> <p>第28条 劣後株主は、発行に際して取締役会の決議で定める普通株式への転換を請求し得べき期間(以下本章において「転換請求期間」という。)中、当該決議で定める条件により、劣後株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第29条 前条の転換請求期間中に転換請求のなかった劣後株式は、同期間の末日の翌日(以下本章において「一斉転換基準日」という。)をもって、劣後株式</p>	<p>式1株の発行価額相当額を当該下限価額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第4章 劣後株式</p> <p>第21条 「 (現行どおり)</p> <p>第25条 (劣後株式の取得)</p> <p>第26条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、劣後株式の発行後いつでも、残存する劣後株式の全部または一部を、その発行に際して取締役会の決議で定める時期および価額その他の条件により取得することができる。ただし、残存する劣後株式の一部を取得するときは、抽選その他の方法に従う。</p> <p>第27条 (現行どおり) (劣後株式の取得請求権)</p> <p>第28条 劣後株主は、発行に際して取締役会の決議で定める劣後株式の取得を請求することができる期間(以下本章において「取得請求期間」という。)中、<u>当会社が当該劣後株式を取得すると引換えに当該決議で定める条件により普通株式を交付することを請求</u>することができる。</p> <p>(劣後株式の一斉取得)</p> <p>第29条 当社は、前条の取得請求期間中に取得請求のなかった劣後株式を同期間の末日の翌日(以下本章において「一斉取得基準日」という。)をもって</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1 株の発行価額相当額を一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式に<u>転換される</u>。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項において、当該平均値が、劣後株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、劣後株式1株の発行価額相当額を当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式に転換し、当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、劣後株式1株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式に<u>転換</u>する。</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第5章 株主総会 (条文記載省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第6章 取締役および取締役会 (条文記載省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第7章 監査役および監査役会 (条文記載省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第8章 計 算 (条文記載省略)</p>	<p>取得し、劣後株式1株の発行価額相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を<u>交付</u>する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項において、当該平均値が、劣後株式発行に際して取締役会の決議で定める上限価額を上回るときは、劣後株式1株の発行価額相当額を当該上限価額で除して得られる数の普通株式を<u>交付</u>し、当該取締役会の決議で定める下限価額を下回るときは、劣後株式1株の発行価額相当額を当該下限価額で除して得られる数の普通株式を<u>交付</u>する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第5章 株主総会 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第6章 取締役および取締役会 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第7章 監査役および監査役会 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第8章 計 算 (現行どおり)</p>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の理由

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

この基本方針の詳細は、事業報告（同封の「第185期事業報告」29ページ以下）に記載のとおりですが、本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）の導入等につきまして、株主の皆様の意思を反映させるため、株主総会で決議できるものとする規定を新設し、これに伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 （条文記載省略）	第1章 総 則 （現行どおり）
第2章 株 式 （条文記載省略）	第2章 株 式 （現行どおり）
第3章 優先株式 （優先配当金）	第3章 優先株式 （優先配当金）
第12条 当社は、第56条に基づく剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）ならびに劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）	第12条 当社は、第57条に基づく剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）ならびに劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>または劣後株式の登録株式質権者(以下「劣後登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>(優先中間配当)</p> <p>第13条 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条に定める額の2分の1を上限として、<u>第57</u>条に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第14条 優先配当金の支払について、<u>第58</u>条の規定を準用する。</p> <p>第15条 「 (条文記載省略)</p> <p>第20条 第4章 劣後株式 (劣後配当金)</p> <p>第21条 当社は、普通株主または普通登録株式質権者に対する<u>第56</u>条に基づく剰余金の配当の額が1株につき年10円以下の場合、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができない。</p> <p>2. (条文記載省略)</p>	<p>または劣後株式の登録株式質権者(以下「劣後登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(優先中間配当)</p> <p>第13条 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条に定める額の2分の1を上限として、<u>第58</u>条に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第14条 優先配当金の支払について、<u>第59</u>条の規定を準用する。</p> <p>第15条 「 (現行どおり)</p> <p>第20条 第4章 劣後株式 (劣後配当金)</p> <p>第21条 当社は、普通株主または普通登録株式質権者に対する<u>第57</u>条に基づく剰余金の配当の額が1株につき年10円以下の場合、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができない。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(劣後中間配当金)</p> <p>第22条 当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、<u>第57条</u>に定める中間配当を行わない。</p> <p>(劣後配当金の除斥期間)</p> <p>第23条 劣後配当金の支払について、<u>第58条</u>の規定を準用する。</p> <p>第24条 ┆ (条文記載省略)</p> <p>第29条 第5章 株主総会</p> <p>第30条 ┆ (条文記載省略)</p> <p>第37条 (新 設)</p> <p>第38条 (条文記載省略) 第6章 取締役および取締役会</p> <p>第39条 ┆ (条文記載省略)</p> <p>第47条</p>	<p>(劣後中間配当金)</p> <p>第22条 当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、<u>第58条</u>に定める中間配当を行わない。</p> <p>(劣後配当金の除斥期間)</p> <p>第23条 劣後配当金の支払について、<u>第59条</u>の規定を準用する。</p> <p>第24条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第29条 第5章 株主総会</p> <p>第30条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第37条 <u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p>第38条 株主総会は、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「<u>買収防衛策</u>」という。）の導入、変更または廃止を決議することができる。</p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして、事前に定める一定の手続きおよび基準等をいう。</u></p> <p>第39条 (現行どおり) 第6章 取締役および取締役会</p> <p>第40条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第48条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>48</u>条 ┆ (条文記載省略)</p> <p>第<u>54</u>条 第8章 計 算</p> <p>第<u>55</u>条 ┆ (条文記載省略)</p> <p>第<u>58</u>条</p>	<p>第7章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>49</u>条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第<u>55</u>条 第8章 計 算</p> <p>第<u>56</u>条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第<u>59</u>条</p>

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
1	石 原 廣 司 昭和16年8月1日生	昭和40年4月 日本電信電話公社入社 平成6年6月 日本電信電話株式会社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成11年1月 当社入社顧問 同 年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役社長、COO 平成16年3月 当社取締役社長、CEO兼COO 現在に至る	45,000株
2	和 田 紘 昭和18年7月30日生	昭和44年7月 当社入社 平成10年6月 当社取締役人事部長兼経営企画室 長 平成13年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役兼執行役員専務、 輸出管理室長 平成16年4月 当社専務取締役兼執行役員専務、 情報通信カンパニー長兼CAO 同 年6月 当社専務取締役兼執行役員専務、 情報通信カンパニー長 平成18年6月 当社取締役副社長兼執行役員副社 長、CAO 現在に至る	22,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	北野谷 惇 昭和20年10月8日生	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役エレクトロニクス・コンポーネント事業部長 平成15年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、エレクトロニクス・コンポーネント事業部長 平成16年4月 当社常務取締役兼執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長 平成18年6月 当社専務取締役兼執行役員専務、電装・エレクトロニクスカンパニー長 現在に至る *古河奇宏電子（蘇州）有限公司董事長 *Furukawa America, Inc.取締役会長 *Furukawa Electric North America APD, Inc.取締役会長	4,000株
4	吉田 政雄 昭和24年2月5日生	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役経理部長 平成15年6月 当社執行役員常務、経理部長兼経営企画室長 平成16年1月 当社執行役員常務、経営企画室長 同 年4月 当社執行役員常務、C F O兼経営企画室長 同 年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、C F O兼経営企画室長 同 年11月 当社常務取締役兼執行役員常務、C F O 平成17年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、C M O兼輸出管理室長 平成18年6月 当社専務取締役兼執行役員専務、C M O兼輸出管理室長兼エネルギー・産業機材カンパニー長 同 年8月 当社専務取締役兼執行役員専務、C M O兼エネルギー・産業機材カンパニー長 現在に至る *蘇州古河電力光纜有限公司董事長	5,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
5	中野耕作 昭和21年8月30日生	昭和49年4月 当社入社 平成12年10月 当社金属カンパニー主幹兼同カンパニー技術部長 平成13年6月 当社取締役金属カンパニー副カンパニー長 平成15年6月 当社執行役員常務、金属カンパニー長 平成18年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、CPO兼CTO兼研究開発本部長 現在に至る	17,000株
6	櫻日出雄 昭和26年7月19日生	昭和50年4月 当社入社 平成16年1月 当社経理部長 同 年6月 当社執行役員、経理部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員、CFO兼経理部長 平成18年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO 同 年8月 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長 現在に至る	10,000株
7	吉野哲夫 昭和13年11月24日生	昭和40年4月 古河鋳業株式会社入社 (現 古河機械金属株式会社) 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役社長 現在に至る 平成15年6月 当社取締役 現在に至る *古河機械金属株式会社取締役社長	1,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	金子 崇 輔 昭和17年9月29日生	昭和41年4月 株式会社第一銀行入行 平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役(旧株式会社第一銀行、現 株式会社みずほ銀行) 平成7年5月 同行常務取締役 平成9年5月 同行専務取締役 同 年6月 同行取締役副頭取 平成11年4月 同行取締役副頭取退任 第一勧業証券株式会社取締役社長 平成12年10月 みずほ証券株式会社取締役会長 平成14年12月 同社取締役会長退任 平成15年6月 株式会社神戸製鋼所監査役 現在に至る 清和興業株式会社顧問 (現 清和綜合建物株式会社) 平成16年4月 同社特別顧問 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	1,000株
9	氏平 親 正 昭和26年10月16日生	昭和49年4月 当社入社 平成13年2月 当社金属カンパニー企画管理部長 平成17年6月 当社執行役員、金属カンパニー企画管理部長 同 年9月 当社執行役員、金属カンパニー副カンパニー長兼同カンパニー企画管理部長(営業・企画統括) 平成18年6月 当社取締役兼執行役員、金属カンパニー長 現在に至る *古河精密(中山)有限公司董事長 *古河精密(香港)有限公司董事長 *古河金属(無錫)有限公司董事長	6,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
10	上倉 康弘 昭和26年12月26日生	昭和50年4月 当社入社 平成14年3月 当社知的財産部特許戦略企画室長 平成15年6月 当社知的財産部長 平成16年4月 当社情報通信カンパニー（技術統括） 平成17年6月 当社執行役員、情報通信カンパニー副カンパニー長（技術統括） 平成18年6月 当社取締役兼執行役員、情報通信カンパニー長 現在に至る	2,000株
11	佐藤 哲哉 昭和27年12月4日生	昭和50年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成13年1月 原子力安全・保安院審議官（産業保安担当） 平成14年7月 大臣官房審議官（基準認証担当） 平成16年6月 退官 同年7月 商工組合中央金庫理事 平成18年7月 同理事退任 同年8月 当社執行役員、輸出管理室長 平成19年2月 当社執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 現在に至る	2,000株

- (注) 1. 北野谷惇氏は、古河奇宏電子（蘇州）有限公司の董事長であり、当社は、同社への製品の販売等の取引関係があります。
2. 吉野哲夫氏は、古河機械金属株式会社の代表取締役であり、当社は、同社からの不動産の賃借および同社との機械・原料等の売買等の取引関係があります。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- ①吉野哲夫氏および金子崇輔氏は、社外取締役候補者です。
- ②社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。
- ・吉野哲夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- 同氏は、非鉄金属メーカーの経営者として豊富な知識・経験に基づき、当社取締役会において、主に設備投資や出資等の議案につき、事業運営に関する判断軸や市場動向、環境問題に関する適切かつ有益な提言等を行い、当社の業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。
- ・金子崇輔氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- 同氏は、金融機関の経営者を歴任した経験および幅広い見識等に基づき、当社取締役会において、主に事業計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、計画の内容を質し、リスク回避の方策を例示する等、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

③過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

・吉野哲夫氏は、平成9年6月に古河機械金属株式会社の取締役役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成17年9月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。

・金子崇輔氏は、平成15年6月に株式会社神戸製鋼所の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成17年9月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。同氏は、問題の判明まで独占禁止法に違反する事実があったことを認識しておりませんでした。日ごろから法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。

また、昨年5月に同社の加古川製鉄所および神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱いおよび所管当局に対するボイラ設備事故の未報告などの事象が社内調査で判明しました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。

当該事実の発生後、同氏は、取締役会において、社内処分の適正性などについて意見表明を行い、責任の重さ等を十分に考慮した処分を求める提言を行いました。さらに、取締役会に対して、法令遵守状況の調査を強く求める提言を行いました。

④責任限定契約の締結内容の概要

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、吉野哲夫氏および金子崇輔氏は、社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

⑤その他社外取締役候補者に関する事項

・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。

・社外取締役候補者は、役員報酬を除き、いずれも過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。

・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の監査役の選任に関する決議が効力を有する期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 生年月日	略 歴	所有する当社株式の数
頃 安 健 司 昭和17年4月16日生	昭和42年4月 検事任官 平成5年4月 最高検察庁検事 同 年12月 大津地方検察庁検事正 平成8年1月 法務省官房長 平成9年12月 最高検察庁総務部長 平成11年4月 最高検察庁刑事部長 同 年12月 法務総合研究所長 平成13年5月 札幌高等検察庁検事長 平成14年6月 名古屋高等検察庁検事長 平成15年2月 大阪高等検察庁検事長 平成16年6月 同退官 同 年7月 東京永和法律事務所入所 現在に至る 同 年8月 株式会社ベルシステム24取締役 現在に至る 平成17年3月 株式会社平和監査役 現在に至る 同 年6月 東海旅客鉄道株式会社取締役 現在に至る 同 年同月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 頃安健司氏は、当社の顧問弁護士です。
2. 頃安健司氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

頃安健司氏は、現在当社の補欠の社外監査役です。

同氏は、法曹として長年の経験を有していることから、法律の専門家として高い見識により、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、さらに他社の社外取締役および社外監査役としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただ

けるものと判断しております。

4. 過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

頃安健司氏は、平成17年6月に三井住友海上火災保険株式会社の社外取締役役に就任し、現在に至っておりますが、同社において、終身医療保険等第三分野商品にかかる保険金の不適切な不払い、臨時費用保険金等付随的な保険金の支払いもれ等の事実があり、このため同社は平成18年6月、金融庁から保険業法第133条の規定に基づく業務の一部停止命令および同法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。

同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。従前より、同社の取締役会等において法令遵守や顧客保護を求めており、この件に関しては、同社において業務運営を抜本的に見直すにあたり、再発防止に向けた適切な対策を講ずることを求める等、その職責を果たしております。

5. 責任限定契約の締結の予定について

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。

頃安健司氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

6. その他補欠社外監査役の候補者に関する事項

・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。

・過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、当社および当社の子会社との顧問契約に基づく顧問料の支払いを除き、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。

・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第6号議案 会計監査人1名選任の件

当社の会計監査人である監査法人日本橋事務所およびみずぎ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

(平成19年3月31日現在)

名 称	新日本監査法人	
事務所	主たる事務所：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル その他の事務所等：国内33ヶ所、連絡事務所3ヶ所、海外24ヶ所	
沿 革	昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し太田昭和監査法人となる 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し監査法人太田昭和センチュリーとなる 平成13年7月 名称を新日本監査法人に変更 現在に至る	
出資金	1,694百万円	
構成人員	公認会計士	1,748名
	会計士補	978名
	その他	1,106名
	計	3,832名
監査関与会社	4,517社	

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えておりますが、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきであると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様による買付条件等の検討や取締役会による代替案の提案等のために必要な時間や情報を十分に提供しないもの、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損しかねないものもあり得ます。

そこで、当社株式について大規模な買付行為や買付提案が行われる場合に、株主の皆様や取締役会がその内容の評価・検討等を行うために必要な時間と情報が十分に提供されるようにするため、買付者に遵守いただくべきルール（以下「大規模買付ルール」といいます）をあらかじめ定めるとともに、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、当社に回復し難い損害をもたらすおそれがある場合、あるいは株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるような場合には、当社として対抗措置をとることができるようにしておくため、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を導入することをお諮りするものであります。その内容は、事業報告（同封の「第185期事業報告」34ページ以下）に記載しておりますが、概要は次のとおりです。

1. 本プランの対象とする当社株式の大規模買付行為

次のいずれかに該当する当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません）を本プランの対象とします。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意したものは対象としません。以下、本プランの対象とする買付行為を「大規模買付行為」といい、これを行う者を「大規模買付者」といいます。

- ① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

2. 本プランの概要

本プランは、いわゆる「事前警告型（株主判断支援型）」と呼ばれる類型に属するもので、大規模買付行為について株主の皆様や当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な時間と情報を十分に確保することに重点を置くものであります。大規模買付行為がなされた場合、原則としては、当社は対抗措置をとらず、大規模買付行為に応じるかどうかは、株主の皆様の判断に委ねます。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、例外的に当社は新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることができるものとします。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(2) 大規模買付ルールが遵守された場合で、次のいずれかに該当すると認められる場合

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付

を行うことをいいます)等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

3. 大規模買付ルール

大規模買付ルールの概要は、次のとおりです。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、まず当社に大規模買付ルールに従う旨の誓約および大規模買付者の名称・住所、提案する大規模買付行為の概要等、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。
- ② 取締役会は、意向表明書受領後10日以内に、大規模買付者に対し、提供を求める情報のリストを交付します。その情報だけでは不十分と認められる場合は、取締役会は大規模買付者に対し追加的に必要な情報の提供を求めます。
- ③ 大規模買付者は、取締役会から求められた情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間が経過した後に、大規模買付行為を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実や提供された情報については、株主の皆様ごの判断に必要と認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

4. 第三者委員会の設置

大規模買付行為に対し対抗措置をとるかどうかは、最終的には取締役会が判断しますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止して、その判断の客観性・合理性を担保するため、第三者委員会を設置します。取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行います。

第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者（企業経営者、弁護士、学識経験者など）中より取締役会が選任します。なお、本議案をご承認いただけた場合は、次の3名を第三者委員会委員として選任する予定です。

田崎雅元（たざき まさもと）

昭和33年4月 川崎航空機工業株式会社（現・川崎重工業株式会社）入社
平成元年12月 Kawasaki Heavy Industries (U.S.A.) Inc.取締役社長
平成4年6月 川崎重工業株式会社取締役
平成8年6月 同社常務取締役
平成9年6月 同社専務取締役
平成12年6月 同社取締役社長
平成17年6月 同社取締役会長（現在に至る）

松尾邦弘（まつお くにひろ）

昭和43年4月 東京地方検察庁検事
平成8年1月 松山地方検察庁検事正
平成8年12月 東京地方検察庁次席検事
平成10年4月 最高検察庁検事
平成10年6月 法務省刑事局長
平成11年12月 法務事務次官
平成14年1月 最高検察庁次長検事
平成15年9月 東京高等検察庁検事長
平成16年6月 検事総長
平成18年6月 同辞職
平成18年9月 弁護士登録（現在に至る）

工藤 正（くどう ただし）

昭和42年4月 株式会社第一銀行入行
平成7年6月 株式会社第一勧業銀行（旧・株式会社第一銀行、現・株式会社みずほ銀行）取締役
平成9年5月 同行常務取締役
平成10年5月 同行専務取締役

- 平成11年 4月 同行取締役副頭取
- 平成14年 1月 同行取締役副頭取 兼 株式会社みずほホールディングス
取締役
- 平成14年 4月 株式会社みずほ銀行取締役頭取 兼 株式会社みずほホー
ルディングス取締役
- 平成15年 1月 株式会社みずほ銀行取締役頭取 兼 株式会社みずほフィ
ナンシャルグループ取締役 兼 株式会社みずほホール
ディングス取締役
- 平成16年 3月 株式会社みずほ銀行取締役頭取退任
株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役退任
株式会社みずほホールディングス取締役退任
- 平成16年 4月 株式会社みずほ銀行理事（現在に至る）
- 平成17年 6月 当社社外監査役（現在に至る）

田崎雅元氏は、川崎重工業株式会社の取締役会長ですが、長年にわたる大手メーカー経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、第三者委員会委員として適任であると考えます。なお、当社と同氏または同社との間には、重要な取引関係その他の特段の利害関係はありません。

松尾邦弘氏は、法務事務次官、最高検察庁次長検事、東京高等検察庁検事長、検事総長を歴任して弁護士を開業し、法律の専門家として高い識見を有しており、第三者委員会委員として適任であると考えます。なお、当社と同氏との間には、顧問契約その他の特段の利害関係はありません。

工藤正氏は、株式会社みずほ銀行取締役頭取等を経て平成16年4月に同行理事に就任しておりますが、大手銀行の経営に当たった豊富な経験、幅広い知見を有していることに加え、平成17年6月からは当社の社外監査役にも就任していることから当社グループの事業内容等にも通じており、第三者委員会委員として適任であると考えます。なお、株式会社みずほ銀行は、当社の主取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行と同じく、みずほフィナンシャル・グループに属しておりますが、同氏が株式会

社みずほ銀行取締役頭取等を退任後既に3年余が経過しており、現在では同行をはじめみずほフィナンシャル・グループ所属各社の経営には関与しておらず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。

5. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本総会での承認により発効し、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします(すなわち有効期間は3年間です)。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で廃止されるものとします。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権の行使について

1. 行使に際してご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(下記URLをご参照ください)をご利用いただくことによつてのみ可能です。また、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。総会毎に、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 議決権行使書用紙とインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合、最後の行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (4) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしてください。ただし、午前3時～午前5時はアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成19年6月25日(月曜日)午後5時までに、議案の賛否の登録等を行ってください。

3. ご利用環境について

(1) パソコン

Windows機種またはMacintosh機種(携帯電話、PDAおよびゲーム機には対応しておりません)

(2) ブラウザ

Microsoft Internet Explorer5.5以上またはNetscape Communicator4.7以上

(3) インターネット環境

プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

(4) 画面解像度

1024×768ピクセル以上をご推奨いたします。

4. セキュリティについて

本インターネットによる議決権行使におきましては、情報が改竄・盗聴されないよう暗

号化（SSL128bit）技術を使用しております。

なお、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので、他人に絶対知られないようご注意ください。また、当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

II.（機関投資家向け）議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【お問い合わせ先】

1. インターネットによる議決権行使に関する専用お問い合わせ先（パソコン等の操作方法等）

<p>みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 電話 0120-768-524 （フリーダイヤル） （受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後9時）</p>
--

2. 上記1以外の株式事務に関するお問い合わせ先

<p>みずほ信託銀行 証券代行部 電話 0120-288-324 （フリーダイヤル） （受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時）</p>

×

ε

株主総会会場略図

会場 パレスホテル地下1階 ゴールデンルーム
 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号)

下車駅 J R 東京駅 (丸の内北口)
 地下鉄 東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線大手町駅
 丸ノ内線大手町駅または東京駅 (C10番出口)

